

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

- 保険医療機関であることの揭示  
健康保険法をはじめとする医療保険各法の規定により厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。
- 施設基準等に係る届出事項
  - ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
  - ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
  - ・ 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
  - ・ 医療DX推進体制整備加算
- 明細書発行体制等加算  
算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。
- 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行  
医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤・検査等の名称が記載されていますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- 医療情報取得加算  
オンライン資格確認を行う体制を有しています。  
当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。
- 医療DX推進体制整備加算
  - ・ オンライン請求を行っています。
  - ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
  - ・ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
  - ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養  
令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。  
※特別の料金とは  
先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。  
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。
  - ・ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
  - ・ 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
  - ・ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
  - ・ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

○ 一般名処方加算

医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明しています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

○ 保険外負担に関する事項

以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

・ 診断書(当院所定様式)	2,200円(税込)
・ 診断書(簡単なもの)	2,200円(税込)
・ 通院証明書(簡単なもの)	2,200円(税込)
・ 通院証明書(生命保険等)	3,300円(税込)
・ 診断書(自賠責)	6,600円(税込)
・ 明細書(自賠責)	6,600円(税込)
・ 身体障害者診断書	5,500円(税込)
・ 障害年金診断書・後遺症診断書	5,500円(税込)
・ 難病指定診断書	5,500円(税込)
・ 成年後見用診断書	11,000円(税込)
・ 受診状況等証明書	2,200円(税込)
・ 死亡診断書(当院所定様式)	2,200円(税込)
・ 肺炎球菌ワクチン	6,700円(税込)